

企業誘致重点ターゲット調査分析等業務委託仕様書

注1 この仕様書は、企画提案書作成用である。

注2 企画提案競技後、埼玉県は、業務委託先候補事業者と仕様について協議を行う。協議が整った場合は、仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

1 委託業務名

企業誘致重点ターゲット調査分析等業務委託

2 委託期間

契約日から令和7年9月30日（火）まで

3 委託業務の目的

県では、企業誘致戦略に重点分野を位置付け、企業誘致を推進しているところであるが、昨今の世界的なDXやGXへの産業界の急速な動きなど、イノベーションに向けた新たな成長産業の台頭が著しい。また、円安やコロナ収束に伴う投資の拡大傾向がみられる。

そこで、本県経済の持続可能な成長を展望し、より付加価値の高い成長産業を呼び込み、県内企業とのコラボレーションを一層活性化させるなど、より大きな経済効果を創出させていくことを目的として、県が誘致する重点分野を多方面から見直し、改めて、重点分野を設定することとする。あわせて、県の支援策に直結する効果的な提案を行うものとする。

4 業務内容

(1) 現行の重点分野を独自に提案する方法により検証すること。

(2) 以下の内容を踏まえ、本県が誘致すべき重点分野を提案すること。

- ① 労働生産性の向上が見込まれる成長産業の動向（最近の成長産業の立地事例や今後の成長産業の方向性を含む）
- ② DX・CE・GXを促進する成長産業の動向
- ③ 国及び本県も含めた近県の産業施策の動向
- ④ 本県の特徴（本県の強みや弱み）
- ⑤ 海外企業の投資動向（本県の特徴を踏まえた海外企業の本県への立地可能性）

(3) 重点分野に属する有望な企業を例示的に列挙して行うなど、実現可能で効果的なアイデア（視点や具体的な方法）を提案すること。

※ 業務の実施に当たっては、埼玉県と十分な協議・調整を行うものとする。

また、調査分析の進め方や手法及び内容（調査項目や調査対象等）について、独自の知見やノウハウを生かして具体的に提案すること。あわせて、提案に至った背景や根拠を明らかにすること。

(4) 報告書の作成

(1) から (3) の作業結果の集計及び分析などを行った上で、埼玉県と協議しながら、企業誘致の重点ターゲットとすべき分野等についての報告書を作成する。

ただし、埼玉県との協議に基づき、適宜、県の指示する事項に係る資料（中間報告）を提出すること。

5 報告書などの仕様、納入場所、提出部数

(1) 報告書などの仕様

- ア 報告書はA4縦型、横書きとする。
- イ 報告書のサマリーは10枚以内とする。
- ウ 報告書及びサマリーのデータはワード、パワーポイント等編集可能なデータ形式及びPDF形式にて電子媒体に収録する。
- エ 報告書の元となったデータを電子媒体に収録する。
- オ 中間報告書の形式、提出方法については県と協議の上決定する。

(2) 納入場所 埼玉県産業労働部企業立地課

(3) 提出部数 報告書10部、サマリー10部、電子媒体等

6 支払方法

一括払い。検査合格後、契約書の定めに従い、支払うこととする。

7 その他

- (1) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する法令などを順守しなければならない。
- (2) 本委託業務の遂行により知り得た個人及び法人などの情報を他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (3) 本委託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を県に報告しなければならない。
- (4) 本委託業務の全てを第三者に委託してはならない。
- (5) 契約に係る費用は、受託者の負担とする。
- (6) 本委託業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、埼玉県に帰属する。
- (7) 本委託業務の実施に当たっては、埼玉県と十分に連絡を取り実施すること。なお、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

※ 以下、参考：R2実施「企業誘致重点ターゲット分析業務委託」に係る仕様書（抜粋）

(1) 県誘致企業の日本標準産業分類・中分類ごとの成長性の推移の分析

ア 埼玉県が平成17年1月から令和2年3月までに企業誘致した1,118件のうち稼働中の企業（概ね800社）について、保有する企業データを提供し、売上高及び従業員数の推移等について多面的に分析し、成長性の推移を検証する。

＜データに必要な項目＞ 企業名（フリガナ）、所在地、電話番号、代表者氏名、資本金、従業員数、上場区分、操業、設立、業種名称・コード、事業者数、仕入先、販売先、決算年月・売上高・利益直近3期分

イ 産業中分類別に集計し、埼玉県が誘致した企業の産業中分類ごとの成長性を分析する。

ウ 現在稼働していない企業についても、保有する企業データを提供する。

(2) 製造業・流通加工業の産業分類ごとの売上高の推移の全国・近県との比較・分析

ア 日本標準産業分類・中分類（下表）などから、埼玉県が誘致対象としている製造業・流通加工業について、分野ごとに直近まで20年間の売上高、企業数及び従業員数の推移等

について多面的に分析し、全国・埼玉県・群馬県・栃木県・茨城県・千葉県・神奈川県で比較を行う。

なお、売上高の出典、結果の表示方法については、県と協議して決定する。

日本標準産業分類・中分類（抜粋）	
09 食料品製造業	22 鉄鋼業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	23 非鉄金属製造業
11 繊維工業	24 金属製品製造業
12 木材・木製品製造業	25 はん用機械器具製造業
13 家具・装備品製造業	26 生産用機械器具製造業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	27 業務用機械器具製造業
15 印刷・同関連業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
16 化学工業	29 電気機械器具製造業
17 石油製品・石炭製品製造業	30 情報通信機械器具製造業
18 プラスチック製品製造業	31 輸送用機械器具製造業
19 ゴム製品製造業	32 その他の製造業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	44 一般貨物運送業
21 窯業・土石製品製造業	47 倉庫業

イ 分野ごとの経年比較や他県比較の結果、埼玉県で成長が見込め、本県の強みとなる分野を分析する。

(3) 10分野ごとの中核企業とそのサプライチェーンを構成する企業群の売上高の推移の比較・分析

ア 先端産業創造プロジェクトの対象産業など重点的に企業誘致を進めるべきであることが想定される分野（標準産業分類に限らない。）や一般的な分野から選定した10分野について、分野ごとに埼玉県の企業にとって影響の大きい中核企業（大企業・中小企業、分野のトップ企業・ティア1にかかわらない。）を2企業ずつ選定し、中核企業とそのサプライチェーンを構成する企業群の売上高の直近と5年前の比較を行う。

10分野の設定の考え方、中核企業の選定方法、サプライチェーンの売上高の算出方法、分野ごとの比較方法については、県と協議して決定する。

イ 分野ごとに選出した中核企業とそのサプライチェーンを構成する企業群の売上高の相関関係や経年比較から、当該企業と取引先がともに成長し、裾野産業への波及効果が高い分野を分析する。

(4) 報告書の作成

(1) から (3) の作業結果の集計及び分析などを行った上で、埼玉県と協議しながら、企業誘致の重点ターゲットとすべき分野についての報告書を作成する。